

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2019年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. 電子商用ビザに関する主な最新情報

事業活動の支援及び円滑化のために、電子商用ビザ(e-Business Visa)の規準がさらに緩和された。新たな規準に基づき、ビザの有効期間が延長され、連続滞在日数は最長 180 日になった。また、同ビザでインドに複数回入国することが可能になった。

重要な項目は、以下のとおりである。

項目	内容
有効期間	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現行の 60 日から最長 1 年に延長</li><li>■ 最長 180 日までの連続滞在を許可</li><li>■ e-Business Visa においても、通常の商用ビザに規定された滞在条件及び登録要件が適用される(例:滞在期間が 180 日以下の場合、インド FRRO(外国人地域登録局)及び FRO(外国人登録事務所)への登録は不要)</li></ul>
入国回数	<ul style="list-style-type: none"><li>■ e-Business Visa の発行により、複数回の入国が可能</li><li>■ 従来、e-Business Visa に規定されていた入国回数制限の撤廃</li></ul>
申請対象国	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現在、166 カ国に e-Visa の申請資格を付与</li></ul>
その他の改正	<ul style="list-style-type: none"><li>■ e-Business Visa は、複数回にわたって申請が可能(以前は暦年で年間 3 回に制限されていた)</li><li>■ 外国人がインドに滞在中に病気になった場合、治療を受けるために取得済みのビザを Medical Visa(治療ビザ)に変更する必要はない</li><li>■ e-Visa で入国可能な空港にポートブレア空港及びプバネシュワル空港が加わったことにより、同空港の数が、26 から 28 に増加</li></ul>

#### 2. インド商工省、適格スタートアップ企業に係る優遇措置適用条件の緩和を提案<sup>1</sup>

所得税法<sup>2</sup>の規定に従い、国と実質的な利害関係を有さない企業が、株式の額面価格を上回る株式の発行に関して何らかの対価を受け取り、当該対価の総額が株式の公正な市場価格を上回る場合には、同対価を受領した企業の所得として、「その他の所得」に計上され、課税対象となる。ただし、中央政府から周知されているとおり、企業がある階層又は複数の当該階層の者から株式の発行に係る対価を受領する場合には、前述の規定は適用されない。

この点に関して、インド直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」)<sup>3</sup>は、「適格スタートアップ」企業による株式発行については、当該規定を適用しない旨の通達を適宜発行してきた。当該通達が定める適格スタートアップ企業の定義は以下のとおり。

1 1961 年所得税法(Income Tax Act 1961: 以下「所得税法」)第 56 条(2)(viib)の但し書き

2 所得税法第 56 条(2)(viib)

3 所得税法第 56 条(2)(viib)に基づき付与される権限を参照

- インドにおいて非公開有限責任会社(Pvt Ltd Co.)、有限責任事業組合(LLP)又はパートナーシップとして設立／登録された事業体であって、設立日／登録日から7年以内の事業体をスタートアップ企業と見なす(バイオテクノロジーセクターのスタートアップ企業の場合、スタートアップ企業と見なされる期間は設立日／登録日から10年以内)
- 設立又は登録以降の各会計年度における売上高が、2億5,000万ルピー以下である
- 製品、プロセス若しくはサービスの改革、開発又は改善に取り組んでいる事業体、又は雇用や富の創出に関して高い潜在性を有するビジネスモデルの場合

2019年2月19日、インド政府は、インドのスタートアップ企業を援助するとともに、スタートアップ企業への投資を後押しするため、「スタートアップ企業」の定義を拡大し、免税措置の承認取得プロセス<sup>4</sup>を簡素化することを決定し、これを発表した。主な変更点は以下のとおり。

- 適格法人がスタートアップ企業と見なされる期間は、10年以内となる(現行は設立日又は登録日から7年以内)
- 設立又は登録以降の各会計年度における売上高が2億5,000万ルピー以下(現行では10億ルピー以下)であればスタートアップ企業と見なされる
- 全ての投資家に対して発行された株式又は発行が提案されている株式に関して、適格スタートアップ企業が受領した対価は、総額2億5,000万ルピーを上限として免税となる
- 2億5,000万ルピーの総額上限は、適格スタートアップ企業が以下の階層の者から受領した対価には適用されない
  - 非居住者
  - インド証券取引委員会(以下「SEBI」)にカテゴリー1として登録されている代替投資信託
  - 自社株式が2011年SEBI(株式の大量取得及び買収に関する)規則(SEBI Substantial Acquisition of Shares and Takeovers Regulations, 2011)に従って頻繁に取引されており、10億ルピー相当の自己資本又は少なくとも25億ルピーの売上を有する上場企業
- また、10億ルピー相当の自己資本又は少なくとも25億ルピーの売上を有する上場企業に対して発行された株式又は発行が提案されている株式に関して適格スタートアップ企業が受領した対価は免税となる

両当事者は、DPIIT<sup>5</sup>(DIPP<sup>6</sup>の後継機関)に登録及び承認申請を提出しなければならず、DPIITは、当該受領した申請を登録当局であるCBDTに送付し、これにより正式な登録及び承認がなされる。手続の詳細は、適宜CBDTから通知される見込みである。商工省の現在のプレスノートによると、今回の緩和は、活動中の非公開有限責任会社(のみ)を対象としているようである。したがって、LLP等、それ以外の認定事業体の状況を明確化する必要がある。

### 3. 重要な受益者:法人格否認の法理

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs:「MCA」)は、2018年6月に、インド会社法(Companies Act, 2013:以下「2013年会社法」)第90条の改正を通知し、併せて2018年会社(重要な受益者)ルール(Companies (Significant Beneficial Owners) Rules, 2018:以下「SBOルール」)を公布した。ただし、利害関係者からの表明を考慮し、SBOルールの施行は保留された。

今般、インド企業省は、2019年2月8日付でSBOルールの改正(以下「改正ルール」)に係る通達案を発表した。当該改正ルールに基づき政府は、2013年会社法第90条の運用を開始した。これに伴い各SBOは、報告会社に関して保有する持分及び保有する持分に係る変更を全て、期間を区切って公表しなければならない。当該目的は、個人以外の仲介者による株式保有を考慮せず、報告会社を管理又は所有する最終的な受益者個人若しくは当該個人複数名から成るグループを特定することである。

以下のRegulatory Alertでは、SBOの決定に係るルール、宣言及び開示、報告会社の義務及び権限、不履行に係る罰則並びにSBOルールの適用免除に係る概要を述べている。

>> [Regulatory Alert\(Deloitte India ウェブサイト\(英語\)\)](#)

### 4. 物品・サービス税(Goods and Service tax: 以下「GST」)に関する最新情報

#### (1) 不動産セクターに関する提言

不動産は、インドのGDPに最も大きく貢献しているセクターの一つで、多くの人々に雇用機会を提供している。不動産セクターのうち、住宅部門を強化するべく、2019年2月24日に開催された第33回GST評議会(GST Council)において、以下の提言が行われた。

4 所得税法第56条(2)(viib)に基づく

5 Department for Promotion of Industry and Internal Trade(商工省産業・国内取引促進局)

6 Department of Industrial Policy & Promotion(商工省産業政策促進局)

## GST 税率

- 入手可能な範囲外に区分される居住用財産については、仕入税額控除(ITC)は適用されず、実効税率 5%の GST が課税される
- 入手可能な範囲の住宅資産については、ITC は適用されず、実効税率 1%の GST が課税される

発効日:新税率は、2019年4月1日から適用される。

入手可能な範囲の定義は、大都市圏外の市町村にある居住面積 90 平方メートル以下の居住用住宅又はアパート、及び大都市圏内にある居住面積 60 平方メートル以下の居住用住宅又はアパートで、その価値が 450 万ルピー(大都市圏内及び圏外の双方に適用)以下のものである。大都市には、ベンガルール、チェンナイ、デリー首都圏(デリー、ノイダ、グレートノイダ、ガジアバード、グルガオン、ファリダバードに限定される)、ハイデラバード、コルカタ及びムンバイ(ムンバイ首都圏全体)が含まれる。

移転可能な開発権(Transferable Development Rights: 以下「TDR」)、共同開発契約(Joint Development Agreement: 以下「JDA」)、長期リース(リース料)、容積率(Floor Space Index: 以下「FSI」)に係る GST の免除については、GST の課税対象となる居住資産に限り、TDR、JDA、リース(リース料)、FSI 等の開発権に係る中間税が免除される。

## (2) 事前教示<sup>7</sup>

以下の論点について事前教示が請求された。

- 上訴人が国外の当事者本人のために実施した販売促進活動及びマーケティング活動は、「仲介サービス」に分類されるか
- 上訴人は、当事者本人と当事者本人の顧客との間を取り持ったが、実際の製品供給は当事者本人から顧客に対して直接実施された。国外のクライアント製品について販売促進すること及びマーケティングを行うことは、性質として、国外のクライアント製品の供給を促進するものであることから、「仲介サービス」に分類されなければならない、と判示された
- 複合契約に基づき提供されるアフターサービスは、複合供給とされるか。また、複合供給とされる場合、何が主たる供給に該当するか

対象の代理店契約には、課税対象となる 2 つのサービス、すなわち、販売促進及びマーケティングサービス並びにアフターサービスの提供が含まれていた。アフターサービスは、販売促進サービス及びマーケティングサービスと併せて提供されたものの、これら 2 つのサービスは 1 つに統合されたサービスではないことから、アフターサービスは、複合供給とみなされない旨の判示がなされた。

このため、前述のサービスは GST の対象であると判示され、上訴人の訴えに反する判決が下された。

---

<sup>7</sup> 事前教示について: M/S. TOSHNIWAL BROTHERS (SR) PRIVATE LIMITED (2019 (2) TMI 126 – カルナタカ事前教示当局)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp)

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni [pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001